

反障害通信

24. 2. 3

143号

人権（擁護）と反差別（運動）との違いと関係

自民党の片山さつき議員が「人権など架空なことだ」という話をしていました。実は、わたしも同じようなことを言ってきたことがあります。中身的には真逆の内容なのですが、そのことについて一文を起こします。

人権という名の抑圧の歴史

そもそも、人権概念というのは、キリスト教文化圏で「天賦人権」思想として出てきたことです。さらに、そのキリスト教文化圏が、植民地支配において、資本とキリスト教と人権思想を被支配国に輸出し押し付けていった歴史があります。要するに、帝国主義列国の植民地支配が、「野蛮の文明化」の名の下に、武力を背景にした植民地支配をして来たという、これ自身が人権侵害の歴史だったというパラドックスがあるのです。

そしてまた人権の名において、戦争という人権侵害の極を遂行してきた歴史もあります。

人権ということのそれなりの意義

慥かに、政教分離ということも出てきて、人権概念が、宗教的な「天賦人権」ということを離れて、一つの法体系として、確立していったこともあり、「法と秩序」の名の下に、弱者を守るという側面ももっていることはあります。前項に書いた「法と秩序」はまさに、保守の核心的テーゼになっています。冒頭に書いた、片山議員の提起には、「架空の話」として斥けるならば、力の論理だけで押し通すのかということ、突きつけばいいのです。資本主義の秩序自体を揺るがすことになるのです。人権論が架空というところで、それに代わる何かをもって来ないで、力の論理、剥き出しの暴力の衝突に任せるのかという問い返しになります。その何かということは、反差別ということになるのだらうとわたしには思えます。差別とは被差別者を傷つける暴力です。「法と秩序」というという名の下に共同幻想として国家が「国民」を統合していくとして、そのために福祉や人権という概念を突き出してきたのです。先の片山さつき議員の「人権と架空の話だ」とことは、ではどうするのかを出さないと、それらのことをぶち壊し、剥き出しの暴力支配に変えていくという極右的発言にはかならないのです（註）。

「神は死んだ」という言われる時代に人権思想は使えるのか？

ただ、キリスト教的なことにとらわれている、また「帝国主義」の欺瞞性にまとりつかれているということで、さらに、＜帝国＞中枢国の周辺国支配や、またそれは重なる側面があるのですが、他の宗教圏への抑圧の論理としても働いてきた側面がある事も否めない事実です。哲学的には「神は死んだ」と言われるときに、なぜ、人権思想が生き続けるのか、判らないのです。

人権概念ではなく、反差別ということの突き出し

このことは、そもそも人権とは何かという問いを立てた時、それを「差別のない関係の物象化」として押しえられることから、人権ということを手放して、反差別ということを出し出していくということによって解決できるのです。ひととひとの関係が差別があれば壊れていくこと、ひととひとのいかなる関係性を作っていくのかということ、差別のない関係を作っていくと立てればよいことなのです。そこで出てくるのが、差別は人間の本能だとか、ひとの性（さが）だとかいう話です。それこそがマルクスが突き出した「物象化」ということ——ひととひとの関係、「社会的関係」を「自然的関係」と取り違える、ということなのです。このことを止揚する、反差別ということを出し出していくことこそが、この社会の矛盾を根底的に解決していく道筋なのだと提起することができます。

(註)

問題は、アベ政治の中で、保守が右翼に飲み込まれていく状況になっていることなのです。そしてそれを批判するひとたちの間でも、保守、右翼（右派）、極右、新自由主義、ファシズムということがきちんと概念規定されないまま、ごちゃ混ぜにされて来たことが問題なのです。この作業をわたしなりにやってきました。ここでも、あえて、ざっくり規定すると、保守は「法と秩序」ということで、福祉や人権をそれなりに尊重しようという志向のあるひとたち。右翼は、それらの尊重をかなぐり捨てたひとたち。新自由主義は「自己責任」という名で、福祉や「人権」を切り捨てようとするひとたち。極右は剥き出しの暴力支配を突き出しているひとたち。ファシズムは、国家主義などで、全体的利害の下に差別主義的なことを突き出しているひとたち。

(み)

(「反差別原論」への断章) (73) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 143 号」アップ(24/2/3)
- ◆メインの「反障害——反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえるとうれしいです。<http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>
- ◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。
- ◆「反差別資料室 C」の「文献室」も、新しい本の購入や読書に合わせて、3月の末に二年ぶりにリアップしました。
- ◆[廣松ノート]を一時的に、「反差別資料室 C」に入れていたのですが、メインホームページ「反障害—反差別研究会のHP」のIV. F [廣松ノート]に移しました。

<http://www.taica.info/hiromatunote.html>

読書メモ

『もの・こと・ことば』の4回目やっとたどり着いたという感じです。ほぼ、切り抜きメモだけになっているのですが、先に進めます。

たわしの読書メモ・ブログ 650 [廣松ノート (4)]

・廣松渉『もの・こと・ことば』勁草書房 1979 (4)

『もの・こと・ことば』の4回目です。この章が、この著の核心的なところですが、かなり長いので、二回か三回に分けます。

目次

序文

I もの・こと

物と事との存在的区別——語法を手かがりにしての予備作業——[646]

- 一 物・者・ものと事・言・こと
- 二 所謂「もの」と所謂「こと」
- 三 被指態(モノ)と叙示態(コト)

「事」の現相学への序奏——「知覚的分節」の次元に即して——[647]

- 一 「異一同」の位相
- 二 「統一轄」の諸相
- 三 「としての」の構制

II こと・ことば

「言語」と哲学の問題性 [648]

意味の存立と認識成態

- 一 言語と意味——諸説の査閲—— 今回[650]
 - 1 意味=事物論
 - 2 意味=心象論
 - 3 意味=機能論
- 二 与件と意味——意味の雙関—— 今回[650]
 - 1 機能と意味契機
 - 2 所知の存在性格
 - 3 与件の被述定性
- 三 意味と認識——二重の二肢—— 次回[651]
 - 1 知覚の象徴懐胎
 - 2 判断の存立構造
 - 3 認識の間主体性

跋文に代えて——「事」の存在性格と存立機制——

人名索引

さて早速、切り抜きメモに入ります。

II こと・ことば

意味の存立と認識成態

一 言語と意味——諸説の査閲——

(この節の問題設定)「言語の「意味」とは何か? 日常的意識にとっては、これは余りにも自明に思われるので、殊更に問究されることは稀であろう。しかし、いざ「意味」とは何かを問い返してみると、われわれは甚だ厄介な事態に直面する。——本節においては、まず、「意味」なるものに関する既成概念の若干を批判的に一瞥しつつ、われわれなりの立論への前梯を設(「しつ」のルビ)らえることにしよう。」 101P

1 意味=事物論

(項の冒頭の小ポイント、アウグスティヌスとヘレン・ケラーの引用2文を承けて)「アウグスティヌスの古典的立言やヘレン・ケラーの特異(ママ)な体験を援用するまでもなく、子供が言語を獲得していく過程においては、物の呼名を憶えることが重要な契機をなす。ここでは、人びとがそのコトバで指称するところの対象的事物、それが当の詞(「ことば」のルビ)の意味であるものと了解される。この間の事情が最も直截にあらわれるのが“固有名”の場合であろう。子供が物の呼名を記銘していく過程は事物に“名札”を貼付する作業にもなぞらえられる。尤も、これはコトバ(音声記号ないし文字記号)の習得であって、意味の理解と呼ばれる事態は“コトバが提示された際に、その指称する事物を表象することにある”と考えられる。／言葉の意味とは当のコトバが指称する事物の謂いであるとみなす此の意味観は、いわゆる辞書的同義の存立によっても正当化されうるようにみえる。たとえば、英和辞典において、dogと「犬」とを等値するとき、dogの指称する事物と「犬」の指称する事物との同一性、このイミでの「意味の同一性」が前提的了解になっている。この点では、国語辞書内部における“同義語における言換え”にあっても同断である。」 102-3P
「言葉は事物の呼名であるという言語観は、意味とは当の呼名の指称する事物にほかならないという意味観と相即し、そこでは言語記号と意味対象との関係は指示という機能に帰趨せしめられる。——この立場の理説に対して“俗衆”は直ちに幾つかの疑義(太字はわたし、この章に限って)を呈する。」 103-4P

「**第一に提出される疑義は**(太字はわたし、この章に限って、以下注釈略)、言葉の表わす対象が実在しない場合があるということである。……だからといって対象的な指称が成立しないわけではない。此説はこのように反論するであろう。少なくとも、フィクションなるものは実在的な対象の指称とアナログカルに存立するものと此説は主張する。この立言が一応のところ認められてしかるべきかぎり、上掲の疑義は斥けられる。——ここには、実在的な対象の指示と虚構的な対象の指示とがアナログカルに存立すると謂われる際の、当の「指示」の機制そのものが先決的な根本問題として残っているが、今暫く不問のままにしておこう。」 104P

「**第二に提出される疑義は**、言葉(品詞)は果たしてそのすべてが対象を指示するのであるか、視角を変えていえば、言葉の意味とは果たしてそのすべてが指示される対象なのであるか、という疑問である。形容詞や副詞類、さらには接続詞のごときも、それが対象的な或るものを表わすかぎり、そこに、広義の指称的關係を認めることができよう。しかしながら、間投詞や否定詞などは如何? また、冠詞や指示詞などは如何? 否定的事実もまた一種の事物として認めるのか。感情的表出のごときも、感情という或るものの指称とみなすの

か。指示的限定も一種の呼称と主張するのか。これら一連の間に肯定的に応ずるのは如何にも強弁というものであろう。論者たちとしては、言語記号のうち若干のものは不完全的記号、ないしは、補助的機能を演ずるものと認定し、言葉とその意味とは基本的にいって呼名—対象の指称的關係にある、と主張するのでなければなるまい。諸品詞、わけも小辞のたぐいを同位同格的に扱うことにはいずれにしても無理がある以上、基幹的なものと副次的ものとを区分し、基幹的な言語形象に関しては指称關係として押通すことにも一理が認められる。このかぎりでは、言葉(品詞)のすべてが呼名ではないという事実を指摘しても、そのことによって直ちに、「意味＝事物」論が倒壊するわけではない。——ここには、謂うところの“副次的・補助的”な機能とそこにおける意味の内実について積極的に規定し、それと“指示”との関連を確定する課題が更めて生ずる次第であるが、これも暫く棚上げにしておこう。」104・5P

「**第三に提出される疑義は**、いわゆる実詞類にかぎっても、果たして、その意味とは指示対象そのものであるのか、という疑問である。議論を簡単にするために、端的に、普通名詞および抽象名詞の場合を考えてみよう、普通名詞、たとえば「犬」とか「果物」とかいった言葉の指示する対象的事物として、二極的な理解が可能である。そのひとつは、<犬というもの>、<果物というもの>、そのような普遍者が何らかのイミで自存するとみなし、そのような普遍者としての対象を指称的事物としてみなす見地であり、他の一つは、指称される事物は個々の犬や個々の果物、つまり、個々物であると了解する見地である。前者を採るとき、抽象名詞の“指示”する意味も含めて、議論が直截になることはたしかであるが、そのさいに謂う普遍者としての対象的事物なるものが一種の形而上学的存在になってしまう。勿論、このような形而上学的な主張も一つの立場ではありえよう。がしかし、これを積極的に採る者は、今日ではおそらくは在るまい。それでは後者を採るときどのような議論になるか。この見地では、形而上学的な普遍者の実在性は主張されず、存在するのは個別な諸対象だけだとされる。とはいえ、「犬」とか「果物」とかいう言葉は、固有名とは異って、数多くの事物、つまり同種の諸事物を指称するのに用いられる。論者たちによれば、この機制は“家族名”の使用と類比的である。……ここには、家族名的な指示なる事態がそもそも如何にして可能なのであるという先決問題が残っており、溯ってはまた、普遍者としての対象的事物の存在とか、その指示とかという形而上学的な思念が如何にして生ずるのか、これの説明が課題として残っている。が、これは後論に持ち越すことにしよう。」106P

「**第四に提出される疑義は**、言葉によって指称される一箇同一の事物なるもの、つまり、同一のコトバには同一の対象的事物＝意味が対応するとされているさいの自己同一的な事物なるものが抑々存在するのか、という疑問である。ここで問われているのは、論者たちに最も幸するかに見える固有名詞の場合についてであって、無論、指示対象が複数個存在する“家族名”は、さしあたり論外とされている。……論者たちが呼名の指称する対象の客観的同一性を主張するかぎり、当の同一者は、物理的実在ではなくして「形相(「エイドス」のルビ)＝一種の形而上学的な実体と評されざるを得まい。因みに、田中角栄氏が死亡し、物質的存在としては消滅したとしても、田中角栄という呼名はその意味を失うわけではあるまい。とすれば、物理的存在としては変化したり消滅したりするにもかかわらず

らず、意味としては不変・不滅な指示対象なるもの、それは物理的存在としての事物ではなくして、一種の形而上学的な対象と呼ばれざるを得ない筈である。論者たちは「意味」を以って主観の側に属する或るものとみなす立場に反立し、意味とはあくまで客観的な指示対象であると主張する。この主張を貫徹するかぎり、普通名詞のたぐいに関しては“家族名的な指示”という概念装置の導入によって形而上学的な普遍実在論を回避しうるにしても、ほかならぬ個別的对象の指示という基底的な場面において、論者たちは一種の形而上学的自己同一者、物理的事物ならざる形而上学的実体を強弁する所以となる。このことは、もとより、論者たちに客観的事物の指示という思念を放棄して、意味とは一種の主観的或るものなりとする反対の立場に移るように直ちに強制しうるものではない。そのかぎり、論者たちがもし形而上学的主張を敢て選取するとすれば、われわれとしても一応、さしあたって水掛論の域を出ないことを容認して、深追いは差控えよう。」 107-8P

「第五に、とりあえず最後の論点として指摘されうるのは、抑々言葉の意味とは指称される対象そのものであるのか、意味＝事物論そのものが謬見ではないのか、という根本的かつ全面的疑義である。先に認めた通り、子供が言語を習得していく過程においては、物の呼名を憶えることが一つの重要な契機をなしており、また、いわゆる辞書的同義の扱いは指示対象の同一性を前提にしているように思われる。しかし、呼名の指称する対象的事物そのものが果たして言葉の意味なのであるか？ また、たとえば「明けの明星」the morning star と「宵の明星」the evening star 「等辺三角形」と「等角三角形」とが、それぞれ同一の対象的事物(前者についていえば「金星」という同一の事物)を指称するからといって、この同一対象そのものが「意味」なのであるか？ 言葉の「意味」そのものは、指称される対象的事物とは別なのではないか、固有名がもし専ら指示の機能しか有せぬとすれば、固有名には「意味」はないという理説も成立しうるのであって、それは「間投詞」のたぐいには指称される対象的事物＝意味は存在しないとする論者たちの主張と双対的に同位であると認められねばなるまい。ここで係争点をなすのは、いわゆる指示機能ないし、指示対象の存否ということではなく、「意味」なるものをどう規定するか、意味＝指示対象と規定するのが果たして妥当であるか、いう問題である。言語が指示機能を演ずる(少なくともそのようなケースがある)ということを確認したうえでなおかつ、意味としての意味は別途の或るものとする余地があり、そのほうが妥当だという説がありうる所以である。」 108-9P

「われわれは、以上、五つの項目にわたって「意味＝指示される事物」という意味観に対して、ありうべき疑義を一通り検討してきた。当座の議論としては、しかし、一見致命的とも思える疑義といえども、此説そのものを決定的に卻(「しりぞ」のルビ)けうるものではないということ、此説はそれなりの仕方によって固執されうること、却ってこのことを追認する結果になった。と同時に、さしあたっては、此説と同位的な別種の意味観が存立しうると、このことが併せて対自化され、しかも、その対立的理説の在り方が次第に隈取られてきた筈である。今や、このありうべき異説に眼を転じ、その妥当性を考量することにしよう。」 109P

2 意味＝心象論

(項の冒頭の小平点引用ロック、ソシュール2文を承けて)「言葉と事物とは、ロックやソシュールを援用するまでもなく、直接的に結びつくわけではない、オグデン&リチャー

ゾの巧みな比喩を藉りれば、言葉が事物を表わすという言い方は庭師が芝を刈るという言い方に類するものであって、庭師が直接に動かすのは芝刈り機であると類比的に、言葉が直接に関わるのは——論者たちによれば——“心象”なのである。尤も、ここに“心象”と総称したものの内実について、論者たちの了解は必ずしも一様ではない。ヴァリエントを念頭におきながら意味＝心象論を検討しておこう。」109-10P

「**第一**に挙げうるのは、謂うところの心象をいわゆる心的イメージのかたちで表象する理説である。言語記号によって聯想的に喚起される心像、つまり言語記号と聯想的に結合している心像＝観念を以って、当の記号の表わす意味にほかならないと主張するこの理説では、指示される対象的事物が実在しないフィクションのケースなども容易に“説明”できる。……此説はもとより、謂うところの心像と対象的事物とのあいだに一定の関係がありうることを否認するわけではない。がしかし、対象が実在しない場合にあっても、あるいはまた、対象と想念とが乖離している場合であっても、想念が固有の領域を形成し、それが言語記号と一定の関係をもつかぎり、此説によれば、「意味」は心理的領域内で存立するのである。／ところで、しかし、言葉の意味なるものは単なる心像とみなされうるであろうか。心像は、人によって、また、その都度の状況によって、さまざまでありえよう。たとえば「犬」という言葉を聞いて、或る人はシェパードに近い形の心像を、或る人はブルドックに近い形の心像を抱くという具合に相違しうる筈である。とすれば、意味＝心像という命題を墨守するかぎり、「犬」という言葉の意味が人によって異なるということになる。このことは、同一人物においてすら、時と所によって、心像＝意味が一定しないという結論にまで推及されかねない。同一の語が同一の意味をもつとするとき、謂うところの「意味」は単なる心像、単なる心的イメージではなくして——ここでは、意味＝事物説は論外である以上——「概念」とでも呼ばるべき特別な或る心的形像でなければなるまい。」110-1P

「**第二**に、そこで、意味＝概念という理説が問題になる。「概念」という概念そのものが、実は多義的であるが、言語学者の場合、たとえばサピアは次のように述べている。「言語要素『家』は、或る単一な知覚の象徴なのである。謂うところの『概念』とは、言い換えれば、何千という別々の経験を包含し、さらに何千もの経験を容れうるごとき、思想の好便な容器 a convenient capsule of thought である」云々。言語記号が単一の知覚や単一対象の観念を表わす象徴なのではない、ということは慥(「たし」)のルビかだとしても、果たして人びとの心にサピアがいうような「便利な容器」が備わっているのか、聊(「いささ」)のルビか疑問であろう。ソシュールの謂う「概念」は、心的なイメージとどこまで区別されているか必ずしも明確でないが、「一般表象」「一般観念」に近いものかとも想われる。ロック式にいえば、「言葉は一般観念 general idea の記号とそれることによって、一般的となる。そして観念は、時間や場所の諸状況から切り離し、また、この観念をあれこれの特個的存在に限定できる諸観念から切り離すことによって、一般的となる。このような抽象という仕方で、観念は一つ以上の個物を代表できるようにされ、これらの個物は各々この抽象概念合致するので、その種のもののみなされるのである」。——サピアのように容器に譬えるか、端的に一般観念を立てるか、いずれにしても、言葉の「意味」＝概念なるものは、その都度の個別的な知覚や心像ではなく、それらを包括しうるごとき(そして、それ自身と

しては単一な心的成体として措定されねばなるまい。このような心的成体としての概念なるものが現実に存在するとすれば、これを以って「意味」とみなすことによって、普通名詞や抽象名詞などの意味をも説明することができる。溯っていえば、此説は同じ機制によって、固有名詞の意味たるべき或る想念をも立言できる。……／問題は、しかし、果たしてそのような概念＝一般表象なるものが心的に実在するかである。たとえば、三角形という概念を考えてみよう。幾何学的な意味での三角形という概念が果たして「一般観念」というかたちで心的に実在するであろうか？ 心的に“実在”する三角形は、特定の形と大きさのものであり、論点を見易くするためにいえば、それは、直角三角形か鋭角三角形か鈍角三角形か、このうちのどれかの筈である。直角でも鋭角でも鈍角でもあるような「一般三角形」なるものは決して心に描くことはできない。しかるに、一般観念＝概念としての三角形なるものは、まさしくそのような“一般三角形”でなければなるまい。一般論として、男でも女でも、青少年でも老壮年でもあるごとき、「人間なるもの」といった「一般観念」を心的な実在のかたちでもつことは、そもそも不可能である。概念＝意味なるものが、心的に実在するとしても、それは一般観念という形においてではなく、観念そのものとしては特個的な筈である。かくして、意味＝概念が一種の観念とみなされるかぎり、そのもつ観念的普遍性なるものは、当の特個的観念の演じうる普遍的な代表機能に存すると考えざるをえない。」 111-3P

「**第三に**、今や、「意味＝普遍的な代理機能をもつ観念」という理説が問題である。「一つの観念は、それ自体で考察すれば特殊であるが、しかし——とバークレーはロックの「抽象観念」を批判する文脈でいう——或る一つの観念が、同じ種類の他のすべての特殊観念を代理 represent ないし代表 stand for するようにさせられることによって、一般的になるのである」。「言葉は、或る抽象的一般観念の記号とされることによってではなく、幾つもの特殊観念のどれをも無差別的に心に示唆することによって一般的になる」。それでは、それ自身としては特殊な一観念が同種のものどもを代理・代表しうるのは如何にしてであるか？ ヒュームは言う。「観念がその本性においては特殊であり、同時にその数においては有限であるとすれば、それが代表する点において一般的となり、他の無限な数の観念を包含しうるのは、ひとえに習慣によってのみ可能である」。「特殊観念が一般的となるのは、一般的名辞と結合されるからである。すなわち、習慣的連結によって他の多くの特殊観念と聯合関係を持ち、想像においてそれら諸観念と即座に思い出させる名辞と結合されるからである」。——なるほど、これは言語活動の事実合っているかのようにみえる。もしこのような代表説が妥当しうるとすれば、意味の普遍性をめぐる難題も解消することであろう。／問題になるのは、しかし、当の「代表」「代理」の存在性格と存立機制である。たとえば或る人が、三角形の或る特殊観念ないし三角形という一般名辞と、ピラミッドや文化大革命期のトンガリ帽子を聯想的に結合する習慣を身につけているとしよう。そのとき、ピラミッドやトンガリ帽子も三角形の意味に含まれることになるのか？ 聯想的に結合されているだけでは不可の筈であり、代理が代理であるためには限定条件が必要といえるはずである(前項でふれた“家族名的指示”もこれと同一のプロブレマティックを孕んでいることを爰(「ここ」のルビ)で立返って指摘しておこう)。それはまさに、同種のもの代理という条件、同種性という条件である。同種のものどもを代表するというさい

の同種は、単なる類似ではありえない。単なる類似ということであれば、或る人の思い描く虎の観念は、猫の観念と極めて類似しているような場合、虎の観念ないし虎という一般名辞が、猫の観念をも代表することになってしまう。同種性が同種性として存立するのは、一群の特殊な諸観念において、まさに種的に同一な或るものが共有されていることに俟ってであろう。この同一な或るもの、ないし、同種性そのもの、これが一つの観念として心的に実在するのであるか？ もし、「三角形性」なり、「三角形という同一の或るもの」なりが心的に実在するとすれば、それはまさに一種の「一般観念」なのであるから、論者たちの代理説は無用に帰する。それゆえ、同種性を支えるこの当のものは、それ自身としては一つの観念というかたちで心的に実在するものではない、と認められてしかるべきであろう。だが、そのとき、代表説を維持しようと図るかぎり、この同一者は心的な実在ならざる something として、心理学的な領界の外部に求められざるをえなくなる。そして、言葉の意味という或る普遍的な自己同一者は、もはや特殊な諸観念、つまり、言葉と聯想的に結びついている観念(代表機能を演ずる観念)とみなされるべきではなく、ほかならぬ同種同一者そのものとみなさるべきものとみなす理説が登場することになる。」 113-5P

「**第四に**、かくして、意味とは、物理的事物でこそないが、心理的形象(心像・観念)のたぐいとは端的に別種な或るものであるという理説、そして、かの「概念」とは実はこの非心理的な或るものと相即するという理説、これが顧慮さるべき次序である。想えば、物理的な実在も心理的な実在も、生成流転の相にあり、不斷に変易する。しかるに、言葉の意味は、物質の対象や観念(心像)が変化したとしても、それにつれて変化するわけではない。一たん発せられた言葉の意味は、現実界の変易とはかかわりなく、いわば自己同一性を保持する。……いわゆる「意味という第三領域」つまり、経験的実在でも形而上学的実在でもない第三の存在領域を想定する理論の余地があるし、また、記号使用の規則の場面や、記号活動の機能の場面に定位して謂うところの「意味的同一性」を規定する理論にも存立の余地があるからである。／これらのありうべき理説については、後に主題化することにして、ここではとりあえず「意味」なるものを心理的な実在として了解する立場は、意味の自己同一的不易性や意味の概念的普遍性の処理に関して決定的な隘路に逢着するという、これらのモメンテを処理するためには、意味＝心象論の地平そのものを超脱する必要があるということ、この点までを確認するにとどめよう。」 115-6P

「**第五に**、そしてとりあえず最後に挙げておきたいのは、言語的交通(従って「意味」の伝達や理解)にとっていわゆる心象(観念・心像といった心理学的形象)がそもそも必然的な契機であるのか、という根底的な疑問である。人びとは、通常、言語的活動が成立するためには、言語記号、対象的事態の両契機とならんで、一定の観念(つまり、言語記号と心理的に結合されている意識内容)が必要条件をなしているかのように考えている。たしかに、言語的活動の或る種の場面では、いわゆる観念が現出するし、これが重要な契機をなしているように見受けられる。だが、果たして、観念の介在は必要条件であるのか。それはただか副次的な随伴現象にすぎないのではないか？ ……これはバラではないこと、ここにはリンゴが無いこと、等々、否定的事実と呼ばれる事態は言語的交通において日常的に立現われるが、否定的事実の心象をもつことが果たしてできるであろうか？ われわれとしては、肯定的事実のケースにまで議論を拡張することもできる。たとえば、学術的

講演を聴いたり。学術書を読んだりするさい、意味と使用する心象＝観念が継的に心に泛かぶであろうか。心像の現出を端的に欠いたまま理解(意味の理解!)が進捗するのではないか。とすれば、言語的交通、意味の理解にとって、心象＝観念の介在は、少くとも、必要条件ではないものと結論づけられる。／このさい、なるほど、言語記号の知覚心像の介在していることが必要条件とみとめられるへきかもしれない。そこでもし、代表説が固持されるとすれば、当の記号の知覚心像が「意味」を代表するといわれることになる。これは一つの理説たりうる。というのも、代表機能を演ずる観念は、「意味」と類似していることにおいてではなく、類似的に同一な或るものどもを stand for することにおいて代表資格をもつものである以上、「意味されるもの」とは一見異貌であつても差支えないからである。——こうして、「意味するもの」(記号)と「意味されるもの」(非心理的な対象)との二契機のみが存立するものとし、いわゆる心像を必要条件でならざるかどで消去するとき、「意味するもの」が「意味されるもの」を stand for するという構図は、記号が事物を指称するという構図と、構図の上では同趣のものに帰着する。だが、われわれは、先に検討した意味＝事物論に還帰するわけではない。……」 116-7P

3 意味＝機能論

(項の冒頭の小さいポイント引用時枝誠記、クワイン2文を承けて)「言語の「意味」を、外的な対象そのものに求めても、また、内的な心象そのものに求めても、いずれも不都合を生ずるところから、意味を“外的対象”でも、“意識内容”でもない“第三の契機”に求めようとする理説が当然に現われる。／この“第三者”は種々のものでありうる。とはいえ、意味論として現実に登場した理説は比較的少数のいくつかの類型に還元することができる。」 118-9P

「第一に挙げうるのは「意味作用論」である。近代哲学における基本的な三項図式たる「意識対象—意識内容—意識作用」の三要素のうち、第三のモメントに定位するかたちで此説が立てられる次第であるが、意味の本諦を「作用」に措くとすれば、「意味内容」なるものの存在を否認する立場にまで此説は及びうる。尤も、此説の“先駆”ともいふべきものを、情意的な心象の表出、従って、間投詞的な表出に言語の起源＝原基的機能および存立を求めるエピクロスやヴィニコなどの言語観に遡及することも可能であり、此説は歴史的に古いということもできないわけではない。が、しかし、“意味論的”な脈絡においては、ポール・ロワイヤル文法このかた、鈴木胤の「辞」の意味機能論やロックの不変化詞の意味機能論などにみられるように、言語(さしあたり単語)一般のそれではなく、特定種類の単語の意味機能として“作用”に止目する理説が登場したのであった。」 119P

(小さなポイントのロックの文を承けて)「ロックの謂う「無変化詞」ないしは鈴木胤の謂う「辞」の場合、それらの指称する事物も、それに対応する心像も存在しないこと、しかも、「有意味」であること、これは確かであつて、このような言語形象が現存することは銘記されねばなるまい。問題は、この「意味＝作用論」を言語形象の全般に推及しうるか否かである。」 119-20P・・・言語を巡る三項図式

(小さなポイントの時枝誠記文を承けて)「ここにみられるように、時枝言語学においては、「辞」に関してのみでなく「詞」に関しても、意味とは「意味作用」にはかならないと主張される。／意味の意味たる所以のものが、対象的事物や心像的観念そのものではなくし

て、これらのものに対する言語主体の「把握の仕方」「意味作用」に関わることは確かであって、時枝意味論は卓見であることが認められよう。／だが、「意味作用」とは抑々いかなるものであるのか？ それは、生じて瞬時に消え去る心理的作用にすぎないのであるか？ それは如何にして間主観的たりうるのか？ 時枝氏は、「言語は素材〔事物や表象〕に対する言語主体の把握の仕方を表現し、それによって、聴手に素材を喚起させようとするのである」と言われる。このさい、表現的に志向され、喚起的に志向されるところの或るもの、すなわち、言語主体の「把握の仕方」「意味作用」は、心理的事実としては瞬時に生滅するとしても、それが表現され(そして理解され)た意味たるかぎり、心理的作用と同時に消滅してしまうわけではあるまい。ここにおいて、意味作用そのものの存立性と間主観性が更めて問い返される次第であるが、話手と聴手とのあいだに伝達される意味の間主観的存立性は、両当事者に対して観察的な見地(これは当事者本人の反省的確認であっても可)においてはじめて立言されうる。そして、意味の間主観的存立性を立言しうるメルクマールは、言語的応答をも含む反応を措いては存しない、という次第で、謂うころの「作用」としての意味を「反応」(外的反応とは限らず“内的な反応” “態度” “志向”を含みうる)に即して定位しようとする理説が登場することになる。」 121-2P

「**第二の類型として挙げうる**「意味＝機能」論のタイプは、ここに登場する「意味＝反応」説である。この説は多くの場合、条件反射理論と結びつき、さなくとも、シグナル的な機能を基底的な問題場面としつつ、まずは外的な反応に留目する。」 122P

(小さなポイントのミード文を承けて)「ミードは、文字通りの身振りから始めて、これを「有意味的シンボル」(声振り?)にまで推し及ぼす姿勢で論じているのであるが、この議論がさしあたりシグナルの次元に妥当しうことは認められてよいであろう。例えば、交通信号における「赤」の“意味”はその惹き起こす“停止”という反応の謂いであり、「火事!」という声振りの意味は、逃げ出すとか水を持って駆けつけるとか、この種の「第二の生物体の」反応であるという主張も一応は認められうる。実際、一般論として命令や懇訴など、単に“知解”されただけでは「意味」が通じたとはいえず、一定の反応(いわゆる内的反応をも含む)が“意味”の構成的な一契機であることは確かである。／しかしながら、意味＝反応という規定を言語一般に推及できるかどうか、これは疑問であろう。ミードは「有意味的シンボル」全般への推及を具体的に展開しているわけではない。が、ワトソン等の行動主義者たちの志向がここで想い合わされる。現にゴンペルツは「人物PのSへの反応が、それとは別の対象ないし事象Oに対するPの反応と似ているとき、SはOに代る記号として作用しているといえる」旨を述べ、彼としては幾つかの附帯条件を設けつつも、意味＝反応論を一般化している。」 122-3P

(小さなポイントの池上嘉彦文を承けて)「このような難点が生ずるのも、論者たちが「反応」ということで、その都度の個人的な反応の次元を考えているからではないのか。もしそうだとすれば、反応ということの内容を社会習慣的な傾向性の次元で考え直してみる余地がありそうである。現にモリスなどは disposition (性質・習性)に定位して展開している。がしかし、意味が社会的な習慣そのことではなく、あくまで傾向的・習慣的な反応にあるとされるかぎり、果たして当の生理・身体的な反応そのものが「意味」なのであるか、疑義なきを得ない。」 124P

(小さなポイントの坂本百大文を承けて)「今やこのコンヴェンションナリズム(慣習性)の意味観が問題である。」 125P

「第三に、そこで、意味規約説を顧みておかねばならない。これは、言語そのものに関する約束説と一体であり、旧くから存在するものであるが、内容的には、意味=事物論ないしは意味=心象論に帰着するものも尠しとしない。ここで特に論件としたいのは、その埒には必ずしも納まり切れないと目されるものに関してである。」 125P

(小さなポイントのシュリックとヴィトゲンシュタイン文を承けて)「このように、後期のヴィトゲンシュタインは、「言語ゲーム」の主張と相即的に、「語」の意味に関して「使用」(use,usage)説を打出す。チェスの駒(たとえばボーン)の意味を知るとはその駒の使い方を知ることと措いてないのと同様、言葉の意味を知るとはその言葉の使い方を知ることにはほかならないというわけである。」 125-6P

(ヴィトゲンシュタインのいくつかの文を承けて)「この問題提起は、言語習得の端緒的な場面にわれわれをつれもどす。人は果たして、アウグスティヌスが述べるような、乃至はまた、ヘレンケラーが回顧するような仕方と言語を習得しはじめるのであるか。嬰兒が、「ウマウマ」とか「オブ」とか「シーシー」とかいう言葉を使い始めるとき、それは謂うなれば「開け! ゴマ」式の“呪文的”ともいふべき或るものではないであろうか。発語に先立つ、泣声や表情(広義の身振り)がすでに、“呪文的”であり、アウグスティヌスやヘレン・ケラーも、最初はそのような“言語”使用を即自的におこなっていた筈である。このたぐいの言語使用は、亭主関白が「飯!」「お茶!」と呪える場面にもみられる(ママ)。そして、かかる“呪文的”な言語使用においては、「使い方」を知るといふのは、とりもなおさずその“意味”を知ることであるといえよう。——このことは「お早よう」とか「ご機嫌いかが?」とかいった言語使用にも推及されうる——それは一般に、道具の“意味”、例えば、箸やスプーンの“意味”を知ることが、その使い方を知ることにはほかならないのと類比的である。“呪文的”言語使用においては、招来される反応そのものが意味なのではない。所定の発語によって所求の反応を惹き起こすという“言語使用”を体得することが、呪文的言語の意味を知ることと同値である。」 126-7P・・・言語習得の役割理論とのリンク、ハイデッガーの「用在」概念ともリンク。ただ「亭主関白」云々という、オールドマルキストの性差別的例示

「ところで、しかし、「使い方」を知るとはどのような事であるのか? また、そのことが「意味」の存立とどう関わるのか? 例えば英語の any と some について、Have you any? Yes,I have some. No,I have not any.といった「使い方」を知ること、つまり、統語法・構文法上の使用規則(ルール)を知ること、このことを離れて any:some という単語特有の意味を知ることにはありえないように思える。変化語尾という「意義素」の意味や或る種の小辞の意味についても同断である。また「アイウ」という音が疑似語であって無意味であるのや、浦島次郎や梨太郎という“音列”ないし“字列”が無意味であるのは、日本語という“チェス・ゲーム”には、そのような“駒”“使用”がないからのように思える。だが、果たして、言語の意味とはその慣用の謂いであるのか? 純粹に言語“内部”的な規則で律せられるものであるのか? チェスの場合には、駒(単語のアナログ)の使い方、つまり、駒どうしの配位法だけで、その“意味”が決まるにしても、言語の場合には、単語の配位

法だけでは、“使用”も十全とはいえないであろう。言葉の使い方を十全に習得するためにも、単なる“言葉の内部”にとどまるわけにはいかない。」127-8P

「言葉の意味と総称されているものの中には、“言語内部的な”“ゲーム規則”によって専らその“意味”が規定される契機が含まれていること、そのことを認めたくえで、しかし、一切を“慣用” *Gebrauch* に還元しつくすのではなく——ヴィトゲンシュタイン自身がその含みを残しているように——*universe of discourse* ないしは、いわゆる *context of meaning* のうちに、意味の十全な規定を求める理説が爰に顧慮さるべき所以となる。」128P

「議論の進め方としては、しかし、既成の理説に関する予備的な批判という方式をもちや採ることなく、端的にわれわれの見解を論述するなかで、この問題にも関説することにしよう。」128P

二 与件と意味——意味の雙関——

(この節の問題設定)「前節における予備的な考覈(「こうかく」のルビ)を俟つまでもなく、われわれは“単質的”な意味なる或るものを想定して、それを確定しようと試みても所詮は徒為に終るであろう。けだし、言語の“意味”と総称されているものには、実際には幾つかの契機ないし側面があり、それを単質的な或るものに還元することは抑々不可能だからである。“意味”を構造的な一総体として把握するためにも、言語のもつ機能に留目し、これを手掛りにしてアプローチするのが好便である。」128-9P

1 機能と意味契機

「言語は、さしあたり話者の視座に立ってその機能を縦観的に把えるとき、一定の事態を叙示し、話者の意識態勢を表出し、そのことによって、所期の反応を喚起する。表出ならびに喚起の機能は、具体的な内容に即すれば多岐にわたるが、とりあえず、両つの類に括ったまま議論を進めよう。ところで、叙示の機能については、或る対象的与件を指示する機能と、それについてしかじかとして述定する機能とを早速に区別しておかねばならない。当座の論脈においては、かくして、言語の機能は、指示・述定・表出・喚起の四契機に分節化される。」129P

「或る一言語(日本語、英語といった次元で分類した一言語)の下位的分節化は、学的分析にとって多階的な統轄を必要とするが、われわれとしては、如上四契機の機能を一全体として全うする単位を以って基本的単位とみなすべきであろう。それは、普通に「文」*sentence* と呼ばれているものにほぼ照応する筈である。」129P

「この基本単位たる「文」は、謂うなれば分子的な単位であって、原子的な下位単位に区分されうる。謂うなれば原子的な単位たる当の構成分は、言語学者のいわゆる「句」の次元、「語」の次元、さらに下位の次元のいずれに照応させることも方法論的には許されるであろうが、われわれとしてはヤコブソンの謂う *minimal formal unit* ないし *formal minimum* としていわゆる「語彙素」(*lexeme*)の次元を原子単位となし、さらなる下位区分単位としての謂うなれば素粒子的次元に、もはや意味的な単位をもため「音素」(*phoneme*)を措くことにしよう。有意味的な最小(原子的)単位たる「語彙素」は、いわゆる「語」よりも小さな単位であるが、本稿においては *lexeme* と記すべきところを便宜上「語」と標記することにしたい。」129-30P

「今、一言語を形成する原子的単位としての「語」(正しくは *lexeme*)、分子的単位として

の「文」なる概念を設定したが、これら両概念が極めて曖昧であることは姑く「しぼら」のルビに不問に附して、とりあえず確言しておきたいのは、原子的単位たる「語」から分子的単位たる「文」が構成されるとはいっても、それは決して代数加算的な機械的結合ではなく、謂うなれば有機化学的結合であるということである。われわれにおいては、しかも、「文」こそが基本的単位である以上、「語」はそれ自身としては十全な存立性をもたず、それが「文」の構成分たるかぎりにおいてのみ基礎的単位なのであるが、以下の行文においては、誤解の虞（「おそ」のルビ）れがないかぎり、「語」があたかもそれ自身で自立的な単位であるかのごとき表現方式を厭わぬ心算である。」130P・・・入れ子型の関係の一次性の論理と類比

「尚、「語」は、そのすべてが、かの四機能、すなわち、指示・述定・表出・喚起の機能を同時に担うわけではない。一般には、語は特定の機能(の一部)を分掌する。とはいえ、亦、これらの諸機能(正しくは、言語機能の諸契機)は代数的・機械的に複合されているのではなく、“相互浸透的”である。——例えば、「あれは火事だぞ！」という「文」は「アレ・ハ」(指示)「火事」(述定)「ダ」(表出)「ゾ！」(喚起)という仕方で機能的分節を便宜的に示しうるにしても、「ダ」だけで表出機能を果たしうるわけでなく、また「ゾ！」だけで喚起機能を果たしうるわけでもない——。強いて言えば、これら四機能は、次々に前者までを「入れ子型」に“含む”と言えようが、この言い方がすでに、一種の機械論的複合モデルへの妥協なのである。語の意味機能はあくまで相互浸透・相互参照の相で了解されねばならない。」130-1P

「偕、言語の機能と言語の意味とは同値ではない。とはいえ、両者が密接に関連していることは見易いところであろう。」131P

「第一の指示機能が、前節で予備的にみておいた「意味＝事物」論を機縁づける。「あれは火事だ」「火事は災難だ」といった「文」において、「アレ・ハ」「火事・ハ」という構成分は、就中“指示”機能を演じているが、この指示機能によって指称されている対象的事物が、「アレ」「火事」という言葉の意味(指示的意味)と目される。——このさい「ハ」という語(語彙素)は、構文法的な「慣用」(Gebrauch,usage)に則って、遡っては、「意味場」と相関的な或る「規則」に俟って主題提示機能(これは指示機能の下位分類に属するのだが、ここでは下位区分には立入らない)を演じているのであり、直接に対象的事物を指称するわけではない。が、ともあれ、言語の指示機能と相即的に、言語の意味と称されるものの一契機が存立することは認められよう——。これは、例えば、英語の dog と日本語の「犬」とが「同じ意味」の言葉と称される場合などに了解されている「意味」の意味である。このイミでの「意味」つまり、「指示的意味」(指称される対象)とは、厳密に規定するとき、いかなる存在であるか？ これは後に立返って論考することにして、とりあえず議論を先に進めておこう。」131-2P

「第二の述定的機能も、意味と総称されるものの一契機と相即する。「あれは火事だ」「火事は災難だ」というときの「火事」や「災難」は、前節でみた「意味＝心象」論と殊に深い関係をもつ。勿論、この説に謂う「心象」は、場合によっては、「指示される意味」とみなされうるし、述定という問題意識を欠くこともある。逆にまた、「意味作用」論こそが述定の機能に直接的に定位するものである、という異見もありえよう。という次第で、述定

機能と相関・相即的に措定される意味契機を直ちに「意味＝心象」論の謂う「心象」に比定するわけにはいかないし、そもそもわれわれの積極的な見解では「述定的意味」は決して心理学的にリアールな「心象」ではないのであるが、しかしともあれ、述定機能と相即的に意味の一契機が措定されうるまでは認められるであろう。」 132P

「**第三の表出機能が**「意味＝作用」論を機縁づけた当のものであって、これはまた意味の一契機を雙関的に措定せしめずにはおかない。尤も「表出」という概念が曖昧であり、ここで若干のコメントを必要とする。——「あれは火事だぞ」「火事は災難だね」といった表現において、さしあたり「だ」が表出機能を担うといっても、上述の通り、四機能の各々が特定の言語要素と一対一的に機械的な対応をもつわけではなく、表出辞「ダ」がそれ自身だけで十全な表出機能を演じるわけではない。人はむしろ「火事だ」「災難だ」という全一体が述定ないし述定的表出の機能を演じると言うかもしれない。今の例では、特に「ダ」という断定辞が絡んでいるために話が厄介であるが、これは「表出」という概念の規定の仕方にも関わる。人は一般に「表出」という話のもとに、喜怒哀楽の感情や決意性や逡巡といった“情意的なもの”を表象し、表出機能を以ってオグデン・リチャーズの謂う情緒的 emotive な機能と解しがちである。ここにおいて、しかるに「ダ」という断定は、情意的ならざる“知的”機能であり、むしろ述定の表明である以上、「表出」とは位階を異にするという見方がおのずと成立し易い。これはこれで、慥かに一つの見識である。がしかし、「あれは火事だ」「あれは火事かもしれない」「火事にちがいない」「火事だろう」「火事なのか」等々、述定の様相 modality には種々相がある。これらを述定内部の様相として扱い、さらには否定的陳述をも「述定」に内属せしめるか、それとも、「述定」はマイノングの *Annahme* (仮定)に類するかたちで処遇し、しかも、肯・否定的措定や様相的区別は「叙示」の後件として処理するか、これは方法論的な手続上の選択に懸る。そこで、——われわれとしては「述定」は前様相的な次元までとし、陳述様相をも「表出」の一部として扱う次第なのである。」 132-3P

「**第四の喚起機能が**「意味＝反応」論と緊密に関わることは絮言(「じょげん」のルビ)するまでもない。言語的交通の場で喚起される反応には、表出の場合も同様であるが、話者自身としては必ずしも意図的に志向しなかった部面までが含まれうる。また、喚起機能が、特定の言語要素だけで遂行されるわけではないということ、いずれにせよ喚起機能は聴者の側において話者の陳述の全体を理解することに俟って十全に果たされるのだということ、このことが銘記されねばなるまい。われわれとしては、意味論としての意味論にとって「喚起的意味」という契機にどこまでの比重を置くべきか、聊か消極的であるが、しかし、言語のシグナル的機能をも包摂する必要があること、さらには、話者の陳述を単に“知解”しただけでは意味の疎通が完結しない(少なくともそのような場合がある)ことに鑑みて、やはり一応「喚起的意味」という契機を措定する所以である。」 133P

「われわれは、以上、言語の四機能に対応させるかたちで、「指示的意味」「述定的意味」「表出的意味」「喚起的意味」という四つの意味的契機を措定する旨を表明してきた。これら意味の諸契機は、並列的・並存的な「四つの意味」なのではなく、機能の諸契機が“入れ子”型を呈するのと相即的に、構造的な成体を形成するものと予料される。成程、用語法上の問題としていえば、われわれの謂う意味の四契機のうち、特定のものを特に「意味」

と呼び、他は他の呼び方をすることも許されうるであろう。が、われわれとしては意味論の歴史的経緯をも勘案して、敢て四契機の全てを意味の(「レベル」ならざる)契機として扱うことにしたい。」 134P

「今や、意味の諸契機を積極的に規定していくべき段取りであるが、認識の問題とリンクされるべき本稿においては、「喚起的意味」については、——これが言語学の意味論にとっては極めて重要であり、また、詳しい下位区分と再構造化が必須であることを承知しつつも——立入ることを割愛し、就中「述定的意味」ならびに「指示的意味」を検覈しておきたいと念う。」 134P

2 所知の存在性格

「われわれの謂う「意味」の第一契機たる「指示的意味」の実態を規定するためにも、一見順序を紊すかのごとくであるが、第二契機たる「述定的意味」から検討しておかねばならない。」 124P

「述定は、「リンゴは果物だ」「リンゴは甘い」「リンゴは腐る」というように、名詞、形容詞、動詞を述定詞としておこなわれる。が、述定詞は“普遍詞”だけとは限らない。「あれが太郎だ」、「日本の首相は福田赳夫だ」、というような場合もある。尤も、固有名“述定詞”の位置につくようにみえるこれらの場合に関しては、“それは命名的指定ないし対象的同定でなのであって、述定ではない”という主張もありえよう。爰で、われわれは早速に、指示的意味と述定的意味との離接という問題に直面する。この問題に応えるためにも、固有名の場合は後段に廻すことにして、「これは果物だ」「これは甘い」「これは腐る」といったケースの「述定」にまずは止目することにしよう。」 134-5P

「或る種の論者は、意味なるものを総じて、言語記号の指称する対象的事物であると見做す。論者たちによれば、「これは果物だ」というさいの<果物>は、この言葉で“指称”される対象的事物の謂いにほかならない。また、甘いとか腐るとかいうのは、それ自身が一つの事物というわけではないが、レアル(事物的)な性質や状態・変化なのであって、対象的現実の指称という点では、「果物」という陳述と同趣である云々。」 135P

「誰しもここで直ちに思い付くのは、論者たちは、「コレ」の指示する対象のことを問題にしているのであって、「果物」「甘い」「腐る」という述定そのことから論点を外しているのではないかという疑念であろう。同じ「これ」を指さしながら「これは果物である」「これはリンゴである」「これはモノである」「これは固い」「これは割れる」等々、多くの述定がおこなわれうる。そして今問題の述定的意味とは「果物」「リンゴ」「モノ」「甘い」「固い」「腐る」「割れる」といった詞の表わす意味なのである、云々。——この“反論”にも実は陥穽が潜んでいるのだが、われわれとしても、当座の議論としては、「果物」「甘い」「腐る」といった詞の意味に即して、爰での述定的意味を探ってみよう。」 135-6P

「偕、このかぎりでは、一般化していうとき、われわれは、“普遍詞”、つまり、名詞(さしあたり固有名を除く)、形容詞、動詞のあらゆる“意味”を問題にする所以となる。ところで、かかる“普遍詞”のあらゆる意味は、そのような“意味”なるものが存在するとしてのお話であるが、ともあれ特異な存在性格を呈する。先廻りをして言っておけば、それはさながら一種の形而上学的な存在であるかのような特異性を呈する。」 136P

「**第一に**、“普遍詞”が普遍詞と呼ばれる所以でもあるが、例えば「果物」という述定は、

指示される対象が“あのリンゴ” “この梨” “この西瓜” というように特個的な個物であっても、これらの個物を通ずる或る普遍的ものを措定する。「果物」という詞によって述定される意味(つまり「述定的意味」)は、多数の特個的外延群 denotations——“このリンゴ” “あの梨” “この桃” “この西瓜” etc.etc. ——がよってもって、斉しくそれであるところの内包 connotation たる Etwas として普遍性を有する。こうして「述定的意味」は普遍性を有する或る普遍者(普遍性という存在性格を有する特異な存在者)であり、通常を経験的存在者(これは事物であれ表象であれ、必ず特個的である)とは存在性格を異にする。」136P

「**第二に**、「述定的意味」そのものは、腐るわけでも割れるわけでもなく、それ自身として自己同一的・不易的である。例えば、果物と述定される対象的事物は、成長し、熟し、やがては消滅してしまうが、「果物」という詞の意味は、対象的事物＝果物と共に成長したり熟成したりするわけではない。「述定的意味」は、あくまで自己同一性を保持しつつ一貫して同じそれである。——このことは、詞の意味の歴史的变化とは区別されねばならない。例えば、「色」という詞が、かつて「艶」を表わしていたところ、今では「色彩」を表わすようになったというような「語義の歴史的变化」は、「色」という同一の言語記号が、別種の意味と対応づけられるようになったということであり、<艶>が成長・変化して<色彩>に成ったわけではない。詞の意味はそれが発話された折のままである——こうして、「述定的意味」は、時間的経過を超えて自己同一性を保持する不易的な或るものであり、この点で、通常を経験的存在者が生成流転の相にあるとはおよそ対蹠的な存在者である。」136-7P

「**第三に**、述定される意味は、その成立の起源からいえば、また、それが意識にもたらされる経緯からいえば、疑いもなく経験的アポステリオリな形成態のはずであるが、しかし、それにもかかわらず、経験的な認識に対して論理的プリオリテートを有し、いわゆる「論理的アプリオリ」 ein logisches Apriori という特異な存在性格を呈する。」137P・・・カントの先驗的演繹論、すなわち廣松共同主観性論とリンク

(小さなポイント)「この最後の点、つまり「述定的意味」の論理的アプリオリテートということについては若干の説明を有するかも知れない。／・・・・・・・・」137-9P

「「述定的意味」は、それ自体を純粹に取出して考察しようとするとき、このように、(イ)非特個的普遍性、(ロ)論理的先驗性を有し、経験的実在 realitas(それが物理的対象的実在であれ、心理的心象的実在であれ)とは存在性格を異にする。このかぎりでは、「述定的意味」は、哲学者たちが言葉に窮して、「超時空的」とか「非実在的(「イデアール」のルビ)」とか「理念的(「イデアール」のルビ)」とか呼んで、経験的実在から区別する特異な存在性格を呈することを一応——あくまで一応——認めざるをえない。／かくして「意味」は一見“形而上学的存在”であるかのようにみえる。だが、勿論、意味は決して形而上学的実在なのではない。それでは実態は如何？」139-40P

「普遍詞で述定される意味は、非特個的普遍性を有し、超時間的不易性を呈するとはいつでも、そのような意味なるものが実体として、経験的実在から超絶してどこかしらに独立自存するというわけではない。述定的意味の非特個的普遍性は、その実態に即してみれば、或る普遍詞、例えば「果物」が、このリンゴ、あのナシ、あのスイカ、等々、等々、諸多の個別者を包摂的に下屬 Subsumieren せしめるということと相即する。視角を変えて言い換えれば、それは、函数 $y = f(x)$ が変項にさまざまな値を入れうるのと類比的である。 $f(x)$

$f(x_1), f(x_2), \dots, f(x_n)$ 等々が、齊しく $f(x)$ という類に下屬する。が、 $f(x)$ なるものがどこかしらに実体的に自存するわけではない。述定的意味そのものの非特個的普遍性というのは、謂うなれば函数的普遍性なのである。また謂うところの超時空的な自己同一性・不易性も、函数がその値を変化せしめつつも、当の函数たるかぎりでの自己同一性・不易性を維持するのと同趣的である。要言すれば、「述定的意味」の特異な存在性格というのは、函数的性格に帰趨する。」140P

「このさい、しかし、意味の普遍性というのは、言語記号(単なる声)の“普遍的な”“可適用性”だと介して能事足れりとするわけにはいかない。 $f(x)$ と $g(x)$ との区別、そして、所与の対象が $f(x)$ には下屬せしめられても $g(x)$ には下屬せしめられないといった区別、かかる区別性や“適用性”の由って来たところを考察するとき、われわれは飽くまで、或る述定的意味、たとえば<果物>が、<果物>であって<非果物>ではない所以のものを措定する必要がある。では、その“普遍的・本質的な自己同一者”は何か？ 函数的普遍性において表現されるこの或るものを討究するためにも、その前段の作業として、先刻来姑く措いてきた固有名の場合を問題にしておこう。」140-1P

「固有名は、例えば「あれが山田太郎君です」というように、世間で使用されている名前がどの対象を指称するのであるかを對他者的に伝えるために用いられる場面もある。その点では、しかし、実は普遍詞であっても、「これがヒヤシンスです」というように、同様な使われ方をする。このような場合は、狭義の述定ではなく、むしろ言語記号の使い方、つまり、この場面でいえば、当の名辞がいかなる対象を指称するのに使われるのか、——ないしは逆に、所与の対象が当該言語体系においてはいかなる名辞で指称されるのか——、名辞の使い方が伝授されているにすぎない、と言うこともできよう。「これを〇〇と名づける」というような場合、ここでも「命名」が問題なのであって、述定とは無関係であるように思えるかもしれない。しかしながら、人物 a を山田太郎と命名・指称する場合、人物 a ならざる者は山田太郎とは述べないことが含意される筈であり、眼前の与件が「山田太郎」(と呼ばれる当の人物)であることを前提にはじめて、当の言葉使いがなされるのである。それゆえ、単なる命名や指称といえども、論理的には、当の与件が〇〇(例えば山田太郎)として“述定的”に認知されること——当の与件が〇〇以外の者ではないこと——を条件にする。それでは、或る与件が〇〇をして(〇〇ならざる者ではないとして)認知されるとはいかなる事態であるのか？」141P

「偖、固有名で指称される与件の対象、例えば山田太郎なる人物は、光線の具合や姿勢などによってその都度相貌が異なるし、幼少時代から青壮老年へと変化していく、それにもかかわらず、同じあの人物として認知されるかぎりで、同じ名前(山田太郎)で呼ばれつづける。山田太郎という名前の意味するのは、この同じ人物の筈である。では、同じ人物(山田太郎氏)とはいかなる存在であるか。物質的存在としての山田氏は、不斷に新陳代謝をつづけており、何年か経てば、以前に彼の身体を構成していた原子・分子は、すっかり入れ換わってしまう。それゆえ、物質(物体)を考える場合には、山田氏の同一性は存立しない。山田氏が死亡して、物質的な纏まった存在としては解体しつつくしても、依然、故山田太郎氏という言葉の意味は自己同一的に存続することからしても、同一人物山田氏なるものは単なる物質的存在者の謂いではないことが判る。それでは、不斷に変易しつつも、自己同一

的であるような山田氏、相貌は種々相を呈しつつも、同一の人物と認知される山田氏、この「山田太郎」なる etwas は、いかなる存在であるのか？ もはや多言を要せぬであろう通り、この或るものは、普遍詞とは外延の“単一性”という点で異なるにしても、その存在性格からいえばやはり一種の函数的存在性をもっており、その都度のさまざまな値をとって定在しうる etwas である。山田太郎と呼ばれる実在は特個的・変易的でありながら、<山田太郎>という所知的意味は、非特個状態的に普遍的であり、超時空的に不易であり、爾後の変化相の経験に先立って当の一定の同一者として措定される点で、一種のアプリオリ性をもっている。普遍詞の表わすのが本質的の同一者であるのに対して、固有名の表わすのは実体的の同一者であると俗に言われるが、このさいの「本質」も「実体」も存在性格のうえでは同一の「理念的」「非実在的」な etwas とみなされるべき所以となる。」142-3P

「今や、こうして、普遍詞で述定される或るもの、そして、固有名で指称されるさいにも論理的にはやはり述定的に認知される或るもの、この「述定的意味」を積極的に規定しなければならない。そのためには、指示と述定との機能的関連とそこにおける意味構造に眼を向けねばならない。」143P

3 与件の被述定性

「言語の指示機能と相関的に措定される「指示の意味」なるものは、一般には“名詞で表わされる対象的な或るもの”と私念されている。がしかし、一步問い返してみると、名詞で表わされる対象的な或るもの”という etwas が実は曲者なのである。このことは前項における立言から既に予期されるところであるが、敢てこの間の事情を確認するところから始めよう。／①これは福田赳夫だ／②福田赳夫は政治家だ／③政治家は悪人だ／これらの文書において、それぞれが主語たる「これ」「福田赳夫」「政治家」が、各々の文章における指示機能を演じている、と普通に考えられている。が、そこで指示されている“対象”とは、いかなる存在性格の与件であるのか？」143P

「……………(①②③の説明を受けて)こうして、“主語”が名詞である場合には、それが固有名詞であっても、論理的内容からいえば、当の“主語＝名詞”の表わすのは、「述定的意味」なのであって、「指示の意味」を純粹に取出そうと試みるならば、①のタイプに即して然るべきである。／今や、かくして①が検討されねばならない。ここでも、「これ」とか「かれ」とかいう語は、一種の述定的意味を担いるのであるが、当座の議論として敢て「これ」という語は「与件 x は……」というさいの「x」を単に指示するものとして処理することにしよう。そこで、「これは福田赳夫だ」「これは政治家だ」「これは悪人だ」という文章における指示の意味の追求は「これ」という語で指示されている対象＝「x」(つまり、「x は福田赳夫だ」「x は政治家だ」「x は悪人だ」という形で指示されて対象＝「x」)の確定に懸る所以となる。／偕、「指示の意味」たるこの「x」はいかなる存在者であるのか？ 普通には、それはレアールな特個的な個体(ないし特個的性質、または特個的状态)であるものと私念されている。だが、これは抜本的な検討に付されねばならない。」144-5P

「われわれは、例えば、新聞の写真を指さしたり、テレビの画面を指さしたりしながら、「これは福田赳夫だ」「あれは、福田赳夫だ」というような言い方をする。「これ」という語で指示されている「x」は写真そのものではない。それは当の写真が表わしている或る「x」である。さらに言い換えれば、それは「これ」という語と「写真」とが共通に指示してい

る同一の或るもの = 「x」にほかならない。——この「x」は、「福田赳夫」という述定的意味が $f(x)$ という函数的普遍者(一般者)であるのに対して $f(x_1)$ という特定者なのであるか? つまり、「この x は福田赳夫だ」というのは、目下の指示対象が、「函数」「福田赳夫」の特定形態であること、ないしは、眼前の個体が「福田赳夫」という“類”に一外延として下属すること、これを言表するという仕方、ともかく、特個的な定在状態を指しているのであろうか? われわれは $f(x)$ と $f(x_1)$ との次元の差異を勿論強調する。だが、 $f(x_1)$ がはたして真の特個者であるのか、それともただか「種」的な次元のものともみなされざるをえないのか、これが問題である——。さて、問題の「x」は、仮に写真が笑顔であるからといって笑顔の福田とは限らず、写真が特定時刻・特定場所のそれだからといって特定時刻の福田とは限らない。それはなるほど「福田赳夫」一般ではないにしても、文字通りに特個的な状態性における福田というわけでもない。こうして、謂うなれば“類”的な普遍者でこそなけれ、それは“種”的な“普遍者”として、これまた函数的な存在性格を端的に脱するわけではない。」 145-6P

「指示的意味」と「述定的意味」とは、このように考えてくるとき、存在性格のうえでは異質というわけではなくなる。とすれば、両者は、結局のところ同一視さるべきことになるのか? そうではない。指示的意味と述定的意味とは、機能的連関と、構造的契機に即して定位するかぎり、飽くまで劃然と区別される必要がある。以上の行文で指摘してきたのは、「指示的意味」、つまり、言語的に指示される対象はレアルな特個的な定在であるという既成観念をそのまま維持するわけにはいかないということ、この件なのである。」 146P

「今や積極的に、指示と述定の相関性、さらには「意味」の実態を規定していかなければならない。この作業は、与件を指示・述定するという事態の意味論的分析を要件とする。／与件が現前 *vorkommen* するとき、つまり、与件が当の或るもの *ein Datum* として覚知されるとき、それが覚知的に与えられようと、想像的・記憶的その他、表象的に与えられようと、準反省的に分析してみれば、当の与件は、単なるそのもの *als solches* としてではなく、その都度単なるそれ以上の或るものとして意識される。例えば、今聞こえたのはクラクションの音として、今光ったのは稲妻として、というように、単なる所与そのものとしてではなく、それ以上の或るものとして覚知される。なるほど、或る音が聞こえたが何の音だか判らぬとか、このような体験もありうる。だがその場合でも、音が聞こえたのであって、色が見えたり、味がしたりしたのではないこと、何かが見えたたのであって触知されたのではないこと、これが直接的に了解されているかぎり、与件はまさに或る音として、ないしは、或る形として、覚知されている。この意味において、所与は単なるそのもの以上の或るしかじかのものとして覚知されているということが、汎通的に指摘されうるであろう。」 146-7P・・・所与以上の或るもの *etwas Mehr*

「この間の機制を判り易くするために、所与 x が単なるそれ以上の(a)として覚知される、という標記法をとることにしよう。ここでの(a)は、先に「x」という言い方で論じておいたように、“類”的な普遍ではないまでも、謂うなれば“種”的な普遍であり、——個体と呼ばれているものの諸“射映”をも外延なみに扱ってこのような言い方をしている次第なのだが——一種の函数的な存在性格を呈する。この「函数的な或るもの」というのは、その普遍性・自己同一的不易性の在り方に即した言い方なのであって、当の *Etwas* そのものの

存在性格を問えば、かの非特個の普遍性・超時間的不易性・論理的先験性をもった特異な存立態である。が、この特異な存立態というのは、決して形而上学的な存在体ではなく、普遍詞の意味が一般にそのようなものとして存立するとき *Etwas* なのであり、それを典型的に具現しているのが純粋数学の諸形象、「数」とか「図形」とかである。われわれは、これをイデアールな成態 *ein idealer Gebilde* と呼ぶことにしよう。この理念的(「イデアール」のルビ)な形象(「ゲビルデ」のルビ)をより積極的に規定するためにも、もう一つの契機たる所与 *x* の側から反照しなければならない。」 147-8P

「ところで、所与たる *x* なるものは、「対象自体」 *Gegenstand an sich* とされたり、センス・データとされたり、従前まざまな解釈の規定をされてきた代物であるが、われわれの考えでは、この *x* それ自身を絶対的・積極的に規定しようとするのがそもそも悖理(「はいり」のルビ)なのであり、それは(a)との反照的な相関性においてしか規定できない。・・・(幽霊の話)・・・このようにして、「*x* を(a)として覚知する」という構造がどこまでもつきまとうのであって、*x* を何とかして措定したとたんに、それは(a)としての述定的把握になってしまう。このゆえに、*x* そのものを端的に確定することは、構造的・原理的に不可能である。それは(a)という述定が、それについておこなわれるところの——そのような述定の与件として指示的に志向されているところの——、所与たる或るものとししか究極的には言えない。そして謂うところの *x* はそれ自身としては「レアル」な与件とすら言うことはできない。／この間の次第は、実はアリストテレス以来、「第一質料」のプロブレマティックにおいて自覚されていた事例でもある。問題構制に即するかぎり——つまり、そこに含意されている存在論上の諸々の含意を姑く措いて、問題の構造に留目するかぎり——、「*x* を(a)として覚知する」という事態は、或る質料(*x*)が特定の形相的規定性((a))をもつという事態に照応するといえよう。」 148-9P・・・カント「物自体」

「私の語る質料とは——とアリストテレスは言う——それ自体では、何か(ti)とも言われず、とれほどの量(*poson*)とも言われず、他のいかなるものとも言われないものであって、つまりは、存在者を規定するいかなる述語をも欠くものである」。岩田靖夫氏は、この一文を承けて、次のように欠いておられる。「究極の基体(「ト・エスカトン」のルビ)を求めて、存在者から様態(「パテー」のルビ)、作用(「ポイエーマ」のルビ)、能力(「デュナミス」のルビ)などを剥ぎ取り、さらには長さ(「メーコス」のルビ)、幅(「プラトス」のルビ)、深さ(「バトス」のルビ)などの第一性質的なものを剥ぎ取り、そうして述語的規定性(「カテゴリー」のルビ)をぎ取ってゆくと、あとには何も残らない(「ウーデン・ヒュペメノン」のルビ)ように思われる。そのような基体は、せいぜいこれらの規定性によって規定されていた『あのもの(「エケイノ」のルビ)』としか言われえない。質料とはそのような意味で一種の非存在(*ouden,ouk on*)なのである。」 149P

「われわれは、こうして、アリストテレスの故知を援用するまでもなく、「指示的意味」そのものを指示的に取出そうとするとき、「第一質料(「プロテー・ヒュレー」のルビ)」とししか言えない次第となる。(日常的には或る一定次元、例えば *x als(a₁)* を、宛かも所与そのものであるかのように遇し、この *x[als(a₁)]* を(a₂)として述定する、という手続が採られている。このことがアリストテレスにおいても質料・形相の多階的構造として処理される次第なのである。」 149P・・・*x[als(a₁)]* は入れ子型、錯分子構造

「翻って、形相的規定性とも言うべき(a)の存在性格は如何？ これは結局のところ、「述定的意味」を問い返す所以となる。そして、それは、それ自身を取出して論じようとするとき、先にみた通り、函数的な普遍性・不易性をもった或るものとして現われるが、これは語の原義的な意味での「述語的規定性(「カテゴリー」のルビ)」にはほかならない。因みに、「カテゴリーとは、公共的世界において語られた存在者の何であるかということであり、この語りによる開示によって存在者が存在者として存立するということなのである。」

150P

「この間の事情については、少々具体的な場面に定位した敷衍が要求されるかもしれない。——われわれが、例えば「あれは福田赳夫だ」「これは果物だ」と言うとき、前者においては或る自己同一的な存在者＝実体(福田赳夫なるもの)を、後者においては或る普遍的な存在者＝本質(果物なるもの)を、論理上、措定する所以となるが、与件を同一的な実体的存在者、ないし、普遍的な本質的存在者として認知・述定するというのは、その実態においては如何なる事態であるか？ 眼前の人物なり、画像なりを見て、「あれは福田赳夫だ」というとき、それは殆んど直覚的な認知に支えられている。そして「福田赳夫なる者」は現与の風貌のみでなく、青少年時代の彼でも亦退役後の彼でもありうる当の一個人＝実体的な一人物の謂いであることが了解されている。が、われわれは果たして、そのような<福田赳夫なる者>——つまり、紅顔の少年でも、白髪の老人でもあり得るが、そのいずれの特定の相貌でもない“自己同一の実体”——を如実に看取するのであろうか？ 「これは果物だ」というとき、<果物なるもの>をフッサールのあの「本質直観」の流儀で看取するのであろうか？ 心理学的事実の問題としては、このような特殊格別な“直観”がおこなわれるわけではない。そのような直観像はそもそも成立不可能であろう。それでは、「あれは福田赳夫だ」「これは果物だ」と述定するとき、一体いかなる事が思念されているのか。それは、当の与件が「福田赳夫」「果物」と呼ばれていること(まさに、「公共的世界においてその何として語られていること」!)つまり、当の与件が「福田赳夫」と指称・述定されるあのもの(の射映的一定在)であること、「果物」と指称・述定されるあのもの(の事例的一定在)であることの認知、さしあたっての内実はこれである。勿論、「福田」ないし「果物」という言語音声と与件と連想的に結びつけるということに眼目があるわけではない。仮にそうだとした場合にすら、その連想的結合の当否は、与件が現に「福田」や「果物」であるのかどうかできまるのであって、与件を“言語以前の”一定の或るものとして認知することが前件になる。実際、時によっては、「あれは？ ああ、あの人物だ」という認知がまずおこなわれたのち、「世間で福田とか呼ばれている人物だ」という具合に、二段階の覚知がおこなわれてこともある。(次節に誌す通り、ここにいう“前言語的”分節化がすでに、言語活動の場によって影響され、言語被拘束的なのであるが、これは別次元の事柄である)。心理的には二段階の意識を欠く場合にも、当の与件を一つの与件として、他のものから区別的に意識することが先件である以上、与件の劃定と或るものとしての措定が前言語的におこなわれると言わねばなるまい。だが、「ああ、あの人物だ」「ああ、ああいう味のするものだ」という認知と、「福田だ」「果物だ」という述定とは位階が異なる。体験的に意識される“あの人物”“あのよう味のもの”というのは非常に狭い。前者はおそらく赤ん坊時代の福田のごときは体験的に含まないであろうし、後者はいうまでもなく果物の外延の圧倒的大部

分を含まない。「福田だ」「果物だ」という述定は、より広表(「こうぼう」のルビ)が大きい。そして、この述定にさいして鍵鑰(「けんやく」のルビ)をなすのは「福田」「果物」と“世間で”“人々が”呼ぶという信憑である。このさい、「福田」とか「果物」とか呼ばれる所以の対象的特質が明晰判明に表象されるのか？ 否であろう。嬰兒期の福田、少年期の福田、老年期の福田を通じてまさにそれを同一人物と認定させるだけの共通の特質なるものを、比較校合という手続で取出すことは恐らく不可能な筈である(福田赳夫伝の第二頁に出てくる赤ん坊を「これは福田だ」と認知するのは、老福田と類似の面影を看取するからではない。類似性を根拠にして福田と呼ぶのであれば、——嬰兒福田と老人福田との面影上の類似度に比べて、はるかに——類似の度合が強い人物は幾らでも居るのであるから、それらの人物をことごとく福田と呼ぶべきことになってしまおう)。私の直接的な認知に即するかぎり、およそ類似していなくとも、世人が——一定の根拠をもって——赤ん坊の姿で写っている人物と老人の姿で写っている人物とを同一の「福田赳夫」と呼ぶことに追隨して、これらおよそ別物としか思えないものを、私も同じ「福田」と呼ぶだけの話である。「果物だ」という認知・述定の例は一層事態が判明であろう。私はメロンを果物と呼び、ウリやトマトを(果物ではない)野菜と呼ぶとき、後者が果物ではないことの積極的な特質を見出せない。私が知っているのは、世人がそう呼ぶか呼ばないかであり、そして、その世人の言語使用(言語ゲームのルール)に私も追隨するだけである。世人に随って「果物」という言葉で呼ぶことと<果物>という述定的意味性において述定することは、さしあたり同値である(範式化していえば x を「a」という言語と呼ぶことと、 x を(a)[言語「a」の述定的意味]として述定することとの同値性)——。このように議論を進めてくるかぎり、「a」という言葉の述定的意味(a)とは、所与の与件を世人が「a」という言葉で呼ぶという事、単にそれだけのことになってしまうかのように思える。果たして、単にそれだけのことにすぎないのか？」 150-3P

「与件を世人が「b」「c」「d」ならざるまさに「a」という言葉で呼ぶことの覚知、視角を変えて言い換えれば、与件を「a」「b」「c」「d」……のいずれで呼ぶべきか(世人がどう呼んでいるか)の選定、この意識家庭においては、たとえ明示的ではないまでも、与件の或る特質(まさに a b c d のいずれであるかが岐れる所以の特質)が認知されている筈ではないのか？ そして、その客観的な特質ないしそれを把握した主観側の或るもの(心象・作用 etc.)こそが「意味」の本諦ではないのか？ このように問い返すことによって、我々は議論の振出しに戻る。だが、われわれは、同じ途を辿り直すには及ばない。今や端的に問い直すべきことは、世人が与件を「a」と呼ぶ、とは——そしてそれに私が追隨するとは——いかなる事態の謂いであるか、という点である。この点を討究し、「述定的意味」(a)を積極的に規定するためには、今や、認識としての認識の場面を射程に収めつつ、そこにおける言語の媒介的・被媒介的な位置と機能に眼を向けるべき段取りである。」 153P・・・論件先取して書けば、共同主観的客観的妥当性の問題として弁証法的に展開されていくこと。

(編集後記)

◆とりあえずの偶数月の二回、奇数月は一回の発刊体勢、2月の一回目です。4月以降はまだ考え中です。

◆巻頭言は、法制度ということとかなり浸透している「人権」ということと、反差別ということの関係を押さえる作業をしました。

◆読書メモは、「廣松ノート」の『もの・こと・ことば』の3回目です。実は、次の『弁証法の論理』の学習に入っていて、それともリンクしていつているのですが、基幹シリーズの最後まで行って、全体の構成をつかんだところで、また最初から全シリーズを読み直す作業が必要なのではないかとも思い始めていますが、とりあえず切り抜きメモだけになりつつあるも、読み進めます。

◆巻頭言とリンクすることですが、麻生太郎自民党副総裁が、またとんでもない発言をしていました。上川外相のことを「おばさん」とか言うエイジ差別と性差別がリンクする発言と、ルッキズム的差別ですが、社会的に差別という認識が広がってきていることなので、そんな発言をすると政治家としてアウトになることです。ところが、議員を続けるどころか、副総裁の地位まで続けています。自民党は差別主義者の党だ、と規定されることです。当の上川外相は、「大人対応」をしています。外相という立場で、そんな差別を受け流すことをしていると、日本が性差別を容認する国だと外国から受け取られます。保守政治家として、「日本の恥さらしの上塗り」をしていることに気付かないのでしょうか？ 実際に日本のジェンダー指数なるものはどんどん下がり続けています。

◆反原発・脱原発の活動を、フクシマ原発事故反省組みとして続けています。反原発運動の中で、語られていることがあります。何故原発は、地震が起こりやすいところを選んで作って行ったのだろう、ということです。これは実は、昔から災害多発地帯で災害が起こる地域が過疎地域になっていくということもあって、その過疎地を選んで、地域住民に札束で頬を叩く式に作っていったという歴史と、そもそも、日本で災害から逃れ得る地域などない、ということなのです。フクシマ原発事故汚染水放出問題で、それを批判するひとを「非科学的」と批判していますが、そもそも地震大国で原発を作ろうということ自体が非科学的で、そもそもお湯を沸かすのに、原子力という制御が難しい、事故が起きれば多大な被害になる技術を使おうということ自体が非科学的なのです。

◆ダウンタウン松本人志性加害問題が出て来ています。わたしは、そもそもテレビに彼が出ているのを見るとすぐチャンネルを変えていました。その笑いは、差別主義的な笑いなのです。いじめ、パワハラが少なくとも社会的に問題になっているのに、彼のような直いじめで笑いを取るというような手法の「芸」が、なぜテレビで容認されているのか、わたしにはどうしても分からなかったのです。そのようなことは他のジャーナリストからも指摘されています。なぜ、マスコミのプロデューサーは彼を採用していたのでしょうか。日本のマスコミの差別に対する見識がひどかったのだと思います。彼は、大阪万博のアンバサダーをやっていて、この問題が起きて辞任していますが、そもそも彼のような差別的なひとをアンバサダーに選んだひと、そして企画自体が、そしてお笑い界自体の、差別に関する見識が問われていることだと思えるのです。

反障害－反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害－反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>